**震災等被災家屋の代替家屋に係る固定資産税特例適用申告書**

様式第６５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　 月 　日

由布市長　様

 　　　　　　　　　　　　　　（申告者） 　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（名称）

㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

（　　　　　　　）により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法第352条の3の規定により、次のとおり特例の適用を申告します。

１　代替家屋の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納税義務者（代替家屋　の所有者） | 住　　　　　所 |  |
| フ　リ　ガ　ナ |  |  |
| 氏　名（名称） |  |  |
| 家　屋　持　分 | ／ | ／ |
| 被災家屋所有者との関係 |  |  |
| 上記関係が三親等内の場合　被災家屋所有者と同居しているか | 同居　・　別居 | 同居　・　別居 |
| 個人・法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 家屋の所在地 | 由布市　　　　　町 |
| 取得・改築の状況 | □新築　　□既存家屋取得　　□被災家屋改築　　□その他（　　　　　　　） |
| 家屋の種類 |  | 家屋の構造 |  | 床面積 | 　　　　㎡ |
| 建築・改築年月日 | 平成　　　年　　　月　　　日 | 取得年月日 | 平成　　　年　　　月　　　日 |
| 登記年月日 | 平成　　　年　　　月　　　日 | 登記家屋番号 |  |

２　被災家屋の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被災家屋の被災時の所有者 | 住　　所 |  |
| フリガナ |  |  |
| 氏名（名称） |  |  |
| 家　屋　持　分 | ／ | ／ |
| 家屋の所在地 |  | 床面積 | 　　　　　　　　　㎡ |
| 家屋の種類 |  | 家屋の構造 |  |
| 処分方法 | □ 解体済み　　□ 売却済み　□ その他（　　　　　　　　） |

**※特例の適用要件、必要な書類等は裏面をご覧ください。**

**特例の内容**

　震災等により滅失又は損壊した家屋の所有者等が、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）が適用された市町村の区域内において、被災家屋に代わる家屋を取得（代替取得）又は被災家屋を改築した場合に、当該家屋（代替家屋）の固定資産税のうち、被災家屋の床面積相当分（※１）について、以後4年度分の税額が2分の1減額されます（※２）。

※１　一部改築や減築後増築の場合にあっては、被災時の家屋床面積から改築部分又は減築部分以外の床面積を控除した床面積相当分

※２　代替家屋が共有名義の場合は、特例対象者の持分に応じて面積を按分した上で算定します。

**特例適用の要件**

１　**特例が適用される代替家屋の所有者の要件**

（１）被災家屋所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有するもの）

（２）被災家屋所有者に相続が生じたときの相続人

（３）被災家屋所有者と代替家屋に同居している三親等内の親族

（４）被災家屋を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

　※被災家屋所有者とは、被災当時の所有者をいい、震災等の後に新たに取得した場合は対象外。

**２　特例が適用される被災家屋の要件**

（１）支援法指定の契機となった震災等により滅失又は損壊した家屋で、り災証明の判定が「半壊」以上のもの　かつ

（２）代替取得の場合は、解体撤去又は売却等の処分をしていること。

**３　特例が適用される代替家屋の要件**

（１）支援法が適用された区域において、被災家屋に代わるものとして取得・改築した家屋で、原則、被災家屋と使用目的が同一のもの　　かつ

※被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの。

　　※ここでいう改築とは、建築基準法上の改築では無く、大規模な修繕・模様替えで、固定資産税の評価を新たに受けるべきものを指します。

（２）震災等発生日　から　震災等発生の翌年の3月31日を起算日として4年を経過する日　までに取得・改築した家屋

**４　特例申告書の提出期限及び提出先**

　代替家屋を取得又は被災家屋を改築した年の翌年の１月３１日までに、以下の書類を添付の上、由布市税務課に提出してください。

**申告書の添付書類**

①被災家屋が震災等により滅失又は損壊した旨を証する書類 ⇒ **り災証明書（写）**

②被災家屋が被災時に存在したことを証する書類 ⇒ **被災時点の固定資産課税名寄帳（写）**

※被災家屋が由布市に所在した場合は、②は不要です。ただし、被災家屋を被災年の1月2日から被災日前日までに取得した場合や、その他課税台帳に記載されていない場合は、被災時に被災家屋が所在、所有していたことを証する書類が必要です。

⇒　**登記簿（写）、建築請負契約書（写）、売買契約書（写）など**

　③被災家屋の処分等を確認できる書類 ⇒ **解体証明　売買契約書等　※改築の場合不要**

④相続人等が、特例の適用を受けようとする場合 その関係を証する書類

　・被災家屋所有者の相続人である場合 ⇒ **相続関係が分かる戸籍（写）**

　・被災家屋所有者と同居する三親等内の親族である場合 ⇒ **親族関係が分かる戸籍謄本（写）**

　・合併又は分割により設立された法人である場合 ⇒ **法人の登記事項証明書（写）**

**※必要に応じ、上記以外の書類を提出して頂く場合や、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。**